

第 1 回 四国中央市総合教育会議議事録

【日 時】 平成 27 年 6 月 12 日 (金) 14 : 00 ~ 14 : 23

【場 所】 四国中央市役所 4 階東会議室

- 【次 第】
- 1 開会
 - 2 市長あいさつ
 - 3 教育委員長あいさつ
 - 4 協議事項
 - (1)総合教育会議の運営について
 - (2)四国中央市教育大綱の策定について
 - 5 意見交換

【構成員】 四国中央市長 篠原 実

四国中央市教育委員会

教育委員長 守谷一郎

教育委員 篠原祥子 (教育委員長職務代理者)

教育委員 近藤達之助

教育委員 鈴木千明

教育長 野村勝廣

【事務局】 市長部局

利藤企画財務部長、田辺経営企画課長 ほか担当職員 3 名

教育委員会事務局

伊藤教育部長、眞鍋教育総務課長 ほか担当職員 1 名

原田学校教育課長、石川生涯学習課長、藤田国体推進課長、

合田文化振興課長

【傍聴者】 なし

【報道機関】 1 社

【午後 14 時 00 分開会】

(利藤企画財務部長)

定刻がまいりましたので、ただいまから平成 27 年度第 1 回四国中央市総合教育会議を開会いたします。私、企画財務部長の利藤でございます。本日は第 1 回目の会議でございますので、本総合教育会議の運営規程が決定するまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されたことにより、すべての地方公共団体に設置されることとなりました。

この会議は、教育大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整する場となっております。

なお、この会議は原則公開となっており、本日の議題には特に非公開とする議案も含まれておりませんので、公開としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(利藤企画財務部長)

それでは、本日の会議は公開とさせていただきます。

また、愛媛新聞社さんより、写真撮影の申し出がありました。会議風景の撮影ということでございますので、会議冒頭の撮影を許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

(利藤企画財務部長)

ご異議がないようですので、そのようにさせていただきますと思います。

(利藤企画財務部長)

それでは、開会にあたり、篠原市長からごあいさつをお願いします。

(篠原四国中央市長)

こんにちは。

ご案内のとおり、若干法律が変わりまして、教育の総合会議というのがなされるようになりました。

いろんな意見はあると思いますが、本市は基本的には、教育委員の皆さん方ご存

じのとおり、教育行政に関しましては、第二次総合計画の中で教育分野の目標などが定まっております、それに沿って具体化を図っていくという大前提がありますから、そんなに何もかも最初から一からやり直さないといかないと思いませんけれども、その中でも、それぞれの立場の中で、本市の教育が一步でも前進するように皆さん方の意見をまとめていくと、また意見を交換し合うというのも非常に大事じゃないかと私は思っていますので、ぜひ皆さん方の今後とものご尽力をよろしくお願い申し上げます。

(利藤企画財務部長)

ありがとうございます。

続きまして、守谷教育委員長からごあいさつをお願いします。

(守谷教育委員長)

教育委員長を務めさせていただいています守谷です。よろしくお願いいたします。

まず、はじめに、篠原市長さんはじめ、市長部局の皆さんには、日頃から教育委員会に対しまして、ハード面、ソフト面両面にわたり、予算等各般に渡りご理解とご支援をいただいておりますことに対しまして、改めて深くお礼申し上げます。

今年は電子黒板の導入ということで、非常にありがたく思っております。

法改正に伴います市長が招集する総合教育会議でございますが、私たち教育委員と市長との意見交換会は、以前から昼食をしながらの懇談会とか教育委員の改選時期にあたりまして、辞令交付式の後の意見交換とかしておりまして、また、日頃は重要案件には情報交換をさせていただきましてご指導をいただいているところであります。

私たちも市長協議の方針を十分意識し、同じ方向で野村教育長を中心に教育委員会事務局で事業を進めており、これまで特に支障もなかったかという風に思っております。

おかげさまで、市町村合併以前の各市町村での教育行政の事業の取り組みの違いもありましたが、今日ではある程度平準化されたように思っております。

今回の法改正の趣旨にのっとりまして、私たち教育委員は、心新たに本市の教育発展のために微力ながら精進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(利藤企画財務部長)

ありがとうございました。

それでは、早速次第に従いまして、会議を進めてまいります。

(利藤企画財務部長)

協議事項(1)総合教育会議の運営について、事務局からご説明をいたします。

(田辺経営企画課長)

事務局の経営企画課田辺です。よろしくお願ひします。

それでは、総合教育会議及び総合教育会議の運営に関する規程(案)についてご説明いたしますが、まず、配布資料のご確認をお願いいたします。

本日お配りしております資料ですが、次第、第1回四国中央市総合教育会議【資料】、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要についてまとめたチラシ、平成27年度四国中央市教育基本方針、愛媛県教育振興に関する大綱、第二次総合計画概要版となっております。

それでは、最初に、総合教育会議について簡単にご説明いたします。

資料1ページ以降及びチラシも随時ご参照ください。

総合教育会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、本年4月1日の施行にあわせ設置が義務づけられました。

会議の目的としては、1ページ冒頭にありますとおり、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案などについて、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとされております。

会議の位置づけとしては、市と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場ということであり、構成員は市長及び教育委員会となります。

会議の招集は市長が行いますが、教育委員会において協議が必要と思われたときは招集を求めることができることとされています。緊急の場合は市長と教育長のみで会議をすることも可能となっております。この場合、教育委員会の意思決定がされ教育長に一任されている場合以外は、一旦保留し、教育委員会で再検討し、改めて市長と協議・調整を行うこととなります。

資料2ページですが、会議で協議・調整を行う事項についてまとめています。法が定めているのは3項目となっております。まず法の改正により市長が教育大綱を定めることとされたので、この教育大綱の策定に関する協議が1点目です。2点目が、教育の諸条件の整備など重点的に講ずべき施策に関すること。3点目には児童、生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議対応することとなっております。

また、協議すべきでない事項として、国からは、教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項、日常の学校運営に関する些細な事項などが示され

ております。

3 ページには、協議すべき事項を教育大綱以外の 2 点について、さらに具体的にまとめられています。これについては説明を省略させていただきます。

4 ページです。会議において調整が行われ双方が合意した事項については、互いにその結果について尊重されることとされています。また、調整がついていない事項の執行については、教育委員会及び市長がそれぞれの執行権限に基づき判断することとなります。

次に、4 会議の公開と議事録の作成及び公表ですが、個人の秘密保持の必要があるときや公益を害することが想定される場合等を除き原則公開となります。また、議事録については、法において、作成、公表することについて努力義務が課されております。

5、6 ページについては、関係法令の抜粋です。

次に、7 ページ総合教育会議の運営に関する規程（案）について、ご説明をいたします。先ほど来は、法に定められた総合教育会議の基本的事項についてご説明を申し上げましたが、この規程は、法律の規定に定めのない、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めようとするものです。

第 1 条は、規程を制定する目的について規定しています。

第 2 条は、会議の招集について規定しており、招集の方法、また、教育長又は教育委員から市長に招集を求める場合の方法について規定しています。

第 3 条は、会議の出席者について、市長及び教育長又は教育委員が出席しなければ開催できない旨を規定しています。また、構成員以外の関係者又は学識経験者から意見を聴く場合は会議において承認される必要があることを規定しています。

第 4 条は会議の議長は市長が務めることを規定しています。

第 5 条では、会議の議題について規定しています。

第 6 条として、会議は公開で行う旨を規定していますが、必要があり会議を非公開と決定したときはこの限りではありません。

第 7 条として、傍聴について規定しています。会議を非公開と決定した時以外は市長の許可を得て傍聴できることとなりますが、方法について教育委員会傍聴人規則を準用することを規定しています。なお、資料 9 ページから 11 ページに、教育委員会傍聴人規則等関係規則等を添付しています。

第 8 条では、議事録の作成及び公表について規定しています。

第 9 条では、会議の庶務は企画調整担当課及び教育委員会総務担当課が処理する旨規定していますが、具体的には今現在の関係課でいいますと、経営企画課と教育総務課ということになります。

以上簡単ですが、総合教育会議の概要、それから運営に関する規定の案についてご

説明をさせていただきました。

(利藤企画財務部長)

ただいま、総合教育会議の運営について説明いたしました。これについて何かご意見があればお願いします。

(利藤企画財務部長)

特にないようでしたら、運営規程等については、ご同意いただいたということよろしいでしょうか

(異議なし)

(利藤企画財務部長)

ありがとうございます。それでは、ここからはこの運営規程に基づいて、会を進めさせていただきます。

では、ここからの進行は、篠原市長よろしく願いいたします。

(篠原四国中央市長)

それでは、事務局が説明したとおり、進行を私が務めさせていただきます。

協議事項(2)にあります、四国中央市教育大綱の策定について、事務局から説明が重なるところもあると思いますけど、もう一度よろしく願いいたします。

(田辺経営企画課長)

それでは、私のほうからご説明いたします。

12ページをご覧くださいと思います。簡単にまとめてございます。

当市の教育大綱の策定についての基本的な考え方と策定のスケジュールについて非常に簡単にお示しをしております。

策定についての考え方ですけれども、関係する計画等といたしましては、まず市におきましては、本年、計画期間がスタートしておりますが、第二次総合計画、こちらが平成27年度から平成34年度の8カ年が計画期間ということですがけれども、関係する部分としては4年間の前期基本計画、こちらの平成27年度から30年度までの4年間の計画期間の中に、教育分野に関わる記述がございます。関係資料として総合計画の概要版をお配りしております。

この総合計画につきましては、市の最上位計画となりますので、これに沿った策定が必要かと考えております。また、教育委員会におきましては、毎年、教育基本方針

を策定しています。これも参考資料として、平成 27 年度教育基本方針をお配りしております。

県におきましては、先般、5 月ですが、教育振興に関する大綱をまとめられています。こちらのほうも参考資料としてお配りしております。

また、国との関係では、大綱は教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し定めることとされています。

これらの計画等の内容を踏まえ、今後大綱の内容を検討し、案を提示してまいりたいと考えています。大綱の構成としては、教育に関する基本理念や基本目標、基本方針を提示するものであり、細かい内容を規定するものではないと考えています。

策定スケジュールですが、これは会の開催のスケジュールとも関わりますが、定時の会については年度初めと、当初予算編成において、会議における協議、調整が反映できるように、9 月頃に 2 回目の開催を考えております。こういったように、年 2 回程度の開催というようなスケジュール感をもっているということもあり、次回の会議は 9 月頃を想定して、大綱案の提示は次回の 9 月頃の会議で行い、皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。

(篠原四国中央市長)

今、事務局から大綱策定の基本的なコンセプトと、今後、どのようにして会議を開いてやっていくかということの説明がありましたけれども、委員の皆さん方からご意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(篠原四国中央市長)

ございませんか。

(守谷教育委員長)

議長。

(篠原四国中央市長)

守谷教育委員長さんどうぞ。

(守谷教育委員長)

県が 5 月 21 日に、愛媛県知事提案で、早速に大綱を作ったような記事が出ましたけど、他の市の状況を考えますと、特に当市は総合計画ができておりますので、早く作れば作れんこともないけど、そう急ぐこともないし、十分 9 月までに協議していただいて、提示されたらいいんじゃないかと思いますね。

原案どおり、進めていただいていたいいんじゃないでしょうか。

(篠原四国中央市長)

要は、落ち着いてじっくりやれということですけども、他にありませんか。

(篠原四国中央市長)

では、今、守谷教育委員長からそういうご意見がありましたので、私どもも参考にさせていただきまして、事務局と調整しながら、また必要に応じて皆さん方のご意見を非公式に聞きながら大綱策定をやっていきたいと思えます。

そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(篠原四国中央市長)

そのようにさせていただきます。他にありませんでしょうか。

(篠原四国中央市長)

特にないようでありますので、また次回の開催時期 9 月頃になりますけど、それを中心にしてまとめて、皆さん方にまた事前にご連絡申し上げて、できる限りスケジュールも調整しながら、皆さん方が出席しやすい日程を調整したいと思います。